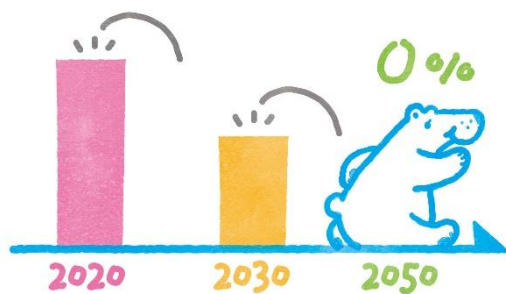


令和8年度

事前申請が必要です！

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金のご案内 (太陽光発電システム・蓄電システム自家消費型、 ソーラーカーポート)

「多摩市重点対策加速化事業計画」が、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」に都内で初めて選定されました。国の支援を活用し、市域全体での再生可能エネルギー導入の最大化に向けた取組を進めていきます。



二酸化炭素排出
実質ゼロへ！



【補助対象】

- 太陽光発電システム及び蓄電システム(同時設置に限る)
- ソーラーカーポート

※補助対象機器毎の機器要件があります。

※リース不可

【申請受付期間】

令和8年4月27日(月曜日) ~ 令和9年1月29日(金曜日)

※先着順のため、予算に達し次第、受付を終了します。

※本補助金は事前申請が必要になります。ご注意ください。

※本年度よりオンラインでの申請が可能になります。

【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前9時~12時、午後1時~5時

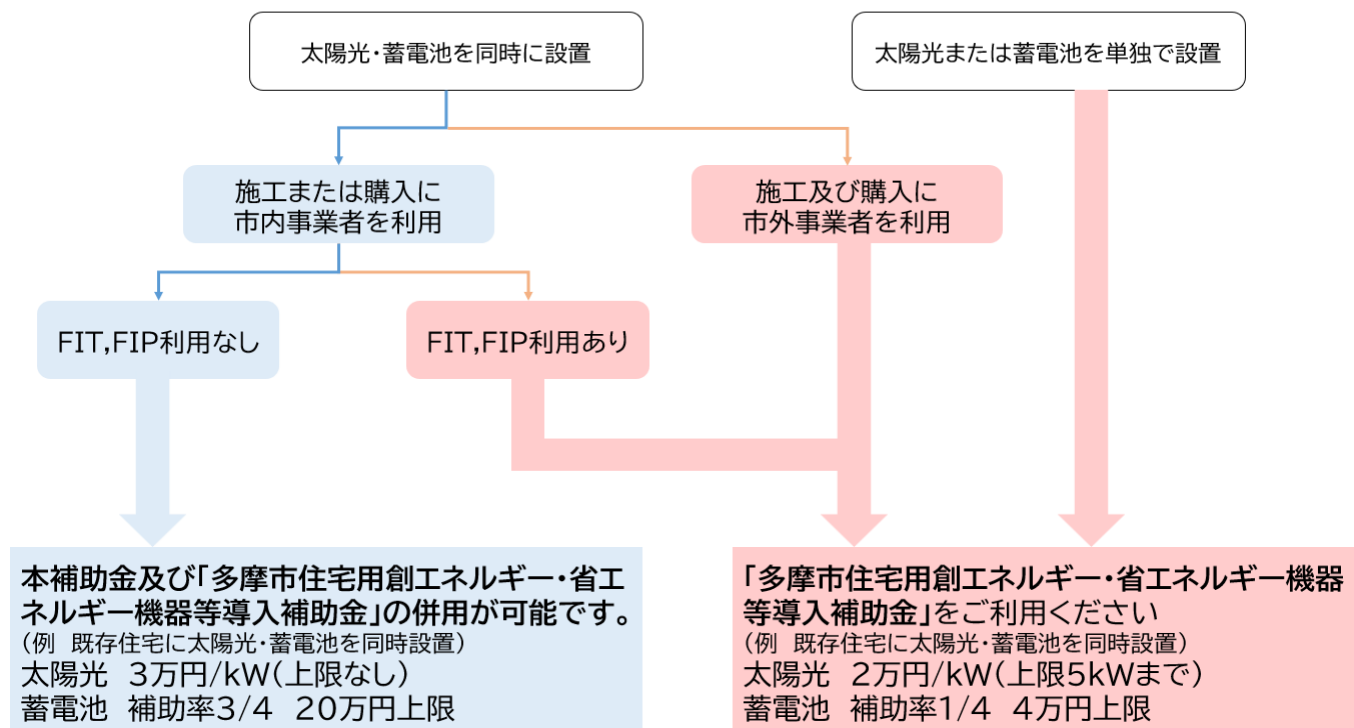
※出張所では申請を受け付けておりません。

環境政策課の窓口、オンライン又は郵送での受付になります。

【多摩市住宅用補助金の区別】

○自家消費型太陽光発電システムを申請する場合の区別(ソーラーカーポートは含まない)

「太陽光発電システム」と「蓄電池」の同時設置が補助対象となります。



既存補助金(多摩市創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金)で申請する場合は、住宅用太陽光発電システムとしてご申請いただけます。

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金 URL(本補助金)

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1015831.html>

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金 URL

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/kankyo/ondanka/hojo/1014430.html>

1. 要件について

- ・申請日において多摩市内に住所を有し、居住する個人(住民基本台帳に記載されている方)
- ・新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住する住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、使用を開始する個人。
- ・申請日までに到達する直近の納期限を除く市税を滞納していないこと。
- ・原則市や国から他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・過去あるいは同時に本補助金と同種の補助対象機器等の交付を受けていないこと。
- ・国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業となる事業の交付要件を満たしていること。
- ・補助事業により取得した設備又は機器をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第13号)により市長に申請し、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし法定耐用年数等を超えた場合は除く。

2. 申請について

(1)申請受付期間

- ・令和8年4月27日(月)から令和9年1月29日(金)まで(郵便の場合は1月29日必着)
※受付時間は平日の午前9時～12時、午後1時～5時までとなります。
先着順となります。申請受付期間内であっても受付を終了していることがあります。

(2)申請方法

- ・多摩市役所東庁舎1階の環境政策課の窓口、オンライン又は郵送での申請

(3)オンライン申請

令和8年度の補助金より、オンラインでの申請が可能になりました。インターネットから申請ができます。交付申請書(第1号様式・第2号様式)以外の提出資料に関しては申請フォームよりアップロード(スマホでの申請の際は、写真での撮影も可)が必要となりますので、ご準備ください。また、提出資料に関しては申請フォーム内にて詳細な説明を準備しておりますので、合わせて確認をお願いします。

1. 申請方法について

下記URL又は右記のQRコードより申請フォームに進めます。
(多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金)
URL・・・<https://logoform.jp/form/4N4o/1538810>



2. 提出資料について

オンライン申請では提出資料に関して、全て電子データでの提出となります。
設置後の写真など複数枚にわたる場合には1つのファイルにまとめたの提出をお願いします。
(フォーマットのサンプルなどは申請フォーム内に掲出してあります)

(4)申請内容の変更や中止について

- 事前申請の後に事業内容について変更や中止が生じた場合は速やかにご連絡ください。
「補助金に係る補助事業(変更・中止・廃止)承認申請・補助金変更交付申請書(第8号様式)」を提出する必要がある場合がございます。
※各様式は市ホームページからダウンロードできます

(5)実績報告について

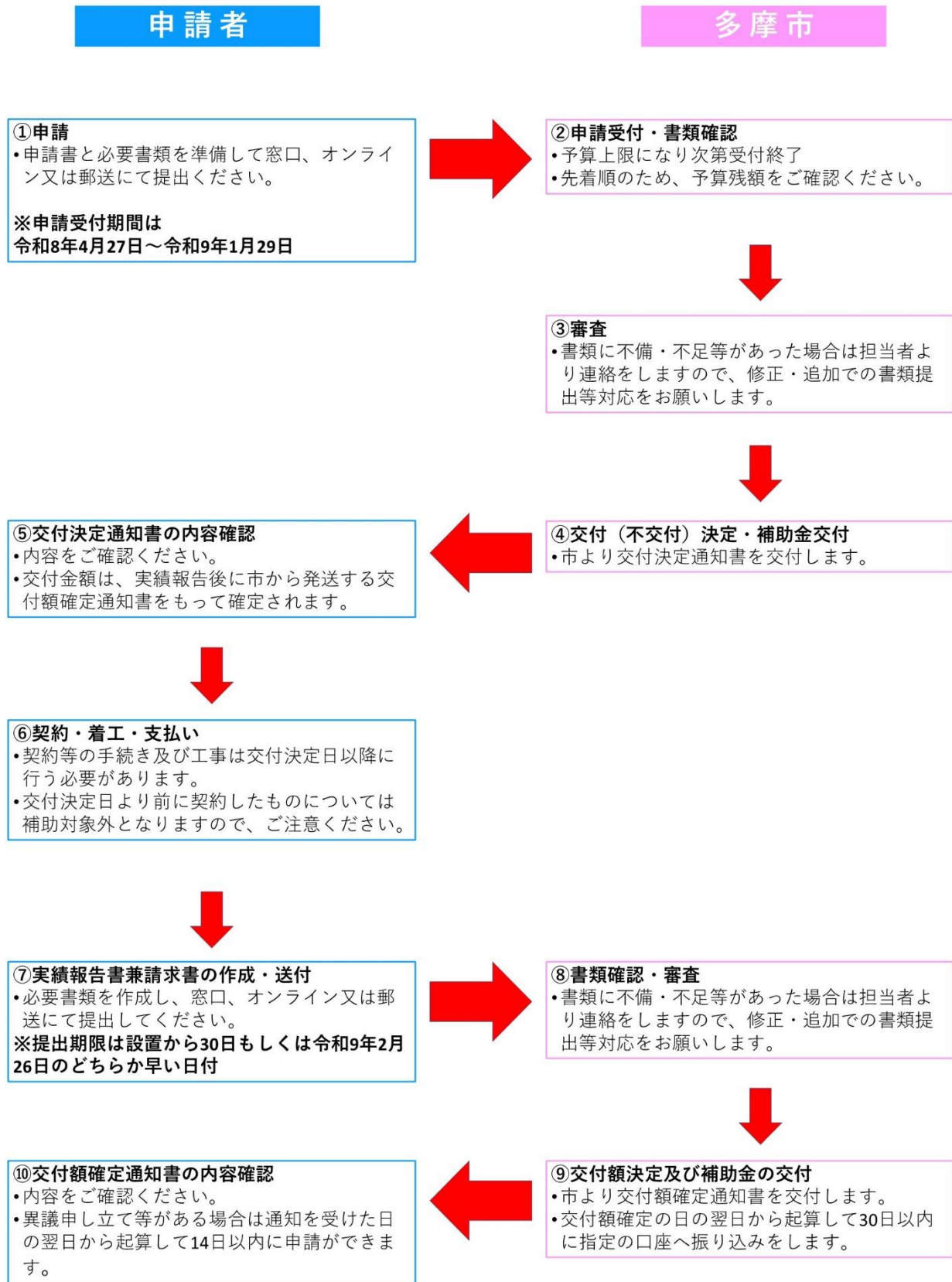
補助事業に係る機器若しくは設備の設置又は稼働の開始後 30 日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに窓口、オンラインまたは郵送にて提出してください。

オンライン申請フォーム

URL・・・<https://logoform.jp/form/4N4o/1538846>



(6)申請の流れ



3. 他補助金との併用について

東京都の補助金との併用は可能ですが、国の補助金との併用は原則できません。ただし、太陽光発電システムについては多摩市創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金との併用、蓄電システムについては、国のZEH補助金等と併用することが可能です。どの補助金制度が活用できるかは、下記表を参考にしてください。

	太陽光発電システム	蓄電システム	ソーラーカーポート
国	×	○	×
東京都	○	○	○
多摩市	○	×	×

【併用する際の注意点】

- ・国や東京都と並行で補助金をご申請する場合は、国と東京都の補助金額を差し引いた額で計算してください。
- ・多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を併用する場合、新築住宅については1.5万円/kW(上限7.5万円)、既存住宅は3万円/kW(上限15万円)の交付を受けることができます。実績報告時に多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金の申請書も併せてご提出ください。

4. 補助金額について

(1) 補助対象経費となるもの

- ① 工事費・・・補助事業を行うために直接必要な材料の購入、運搬、保管、人員等に要する経費
- ② 設備費・・・補助事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入、購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
- ③ 業務費・・・補助事業を行うために直接必要な機器、設備、システム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する費用

※消費税は補助対象経費には含まれません。

(2) 補助対象経費の計算

補助対象経費から差し引くもの

- ① 割引金額
- ② 東京都からの補助予定金額

(3) 補助上限金額について

機器等名	補助率	補助上限額
太陽光発電システム	—	3万円/kW (上限なし)
蓄電システム	3/4	20万円
ソーラーカーポート	1/3	100万円

※太陽光発電システムについて、補助対象経費の額を超えない範囲での補助となります。使用するkWは、太陽電池の公称最大出力の合計もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計のいずれか小さい値のものとなります。

※小数点以下切り捨てで計算

例) 5.9kW→5kW

※交付申請金額は1,000円未満切り捨てとなります。

- 国や東京都の補助金の交付を受ける場合は、申請書に記載をすると共に、補助対象経費の額から当該補助金の額を差し引いた額で交付額の計算をしてください。自家消費型太陽光発電システムについては計算の結果、太陽光発電システムもしくは蓄電システムいずれかの補助対象経費が0円になる場合は、本補助金には申請をすることができません。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。また、値引きを受けている場合は、値引き後の金額から補助対象経費を計算してください。
- 消費税は補助対象経費には含まれません。

5. 補助対象機器について

◆住宅用太陽光発電システム

次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 商用化され、導入実績があるもの
- (2) 固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。
- (3) 太陽光発電システムで発電した電力の自家消費率が 30%以上であること。
- (4) 国の負担又は補助を受けて設置するものでないこと。
- (5) 国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業に係る事業の要件及び太陽光発電設備(自家消費型)の交付要件を満たすものであること。
- (6) 太陽光発電システムの発電電力量等の計測機能を備えること。
- (7) システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されるもの
- (8) 太陽電池の最大出力合計が1kW以上であること。
- (9) 市内に事業所を有する事業者等(以下「市内事業者」という。)を利用して補助対象機器等を購入し、又は市内事業者が補助対象機器等の施工を行ったものであること。
- (10) 蓄電システムと併せて設置するものであること。
- (11) 建築基準法などの各種法令を遵守すること。

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は対象外経費となります。補助対象経費から差し引いてください。
- ポータブル式の太陽光発電システムは補助対象外となります。

◆蓄電システム

国が実施する戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH) 化支援事業において、当該事業の補助対象となる製品として一般社団法人環境 共創イニシアチブに登録されている蓄電システム又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるものであって、この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

【注意事項】

- 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムが設置してあり、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムが連系し、原則として住宅用太陽光発電システムからの電気を蓄えて使用する場合に限り、申請することができます。ポータブル式のものは補助対象外となります。

<環境省による ZEH 補助金対象機器 (一社)環境共創イニシアチブ>

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

◆ソーラーカーポート

次に掲げる要件を満たすこと

- (1)商用化され、導入実績があるもの
- (2)固定価格買取制度(FIT)の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと
- (3)自家消費率が30%以上であること
- (4)国の負担又は補助を受けて設置するものでないこと。
- (5)国が定める地域脱炭素移行・再エネ交付金の交付対象事業に係る事業の要件及び太陽光発電設備(自家消費型)の交付要件を満たすものであること。
- (6)太陽光発電システムの発電電力量等の計測機能を備えること。
- (7)建築基準法などの各種法令を遵守すること。

【注意事項】

- 電力会社への申請費用は**対象外経費**となります。補助対象経費から差し引いてください。
- 設置をする場合によっては、**建築確認**を行わなければいけない場合がございます。設置前に必ず、施工業者に確認をしてください。各法令に違反して設置をしている場合、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。

6.申請に係る提出書類

(1)交付申請時提出書類

<p>① 交付申請書(第1号様式・第2号様式)</p> <ul style="list-style-type: none">・記入例を参考に、ご記入ください。・消せるボールペンでの記入はできません。・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません。書き直してください。・必ず裏面の注意事項に同意をしていただく必要があります。
<p>② 見積書の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・申請日の時点で見積書の有効期限内であるもの。・申請者あての見積書であること。・補助対象経費(購入費用及び必要な工事に要する費用)がわかるもの。
<p>③ 本人確認書類の写し</p> <p>【1点確認書類(官公署発行の顔写真付き本人確認書類)】</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面・運転免許証(住所変更している場合は両面)・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)の両面・在留カード・特別永住者証明書・障害者手帳・療育手帳 など <p>【2点確認書類(本人の「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できる書類)】</p> <ul style="list-style-type: none">・健康保険資格確認書・後期高齢者医療資格確認書・介護保険証・国民年金手帳・公的年金証書・各種医療証・納税通知書・市都民税決定通知書 など
<p>④ 補助対象機器等の要件を満たすものであることが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様書などの機器情報が記載されているもの・申請機器毎に要件を満たすことが確認できる書類
<p>⑤ 住宅の所有権が確認できる書類の写し((1)~(3)のいずれか1点)</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。(1)登記事項証明書(建物)(令和8年1月1日以降に発行されたもの)・・・法務局にて発行(有料) ※登記情報提供サービスの写しは不可(2)令和8年度 家屋評価証明書・・・多摩市役所課税課にて発行(有料) ※共有者がいる場合は全員(3)令和8年度 課税資産明細書・・・多摩市役所課税課より所有者(代表者)へ発行 ※共有者の氏名等が記載されないため、単独所有の場合のみ可
<p>⑥ 自家消費率計算書</p> <ul style="list-style-type: none">・発電予定電力と使用予定電力が確認できる書類
<p>⑦ 市内事業者を利用した購入又は施工を行う予定が確認できる見積書等</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システム及び蓄電システムを設置しようとするもののみ
<p>⑧ ソーラーカーポート設置に係る建築確認申請書(該当者のみ)</p> <ul style="list-style-type: none">・ソーラーカーポートを設置する場合は必要の有無を必ず事前に確認し、必要な場合は提出。 ※各法令に違反する場合は補助金の交付を行うことができません。

(2)実績報告時提出書類

①実績報告書兼請求書(第11号様式)
・記入例を参考に、ご記入ください。 ・消せるボールペンでの記入はできません。 ・訂正する場合は、修正ペンや二重線を用いることができません。書き直してください。
② 領収書の写し
・申請者宛の領収書であること。 ・申請時の金額が一致していること。
③ 契約書の写し
・契約日や契約内容がわかるもの
④ 補助対象事業の完了日を確認できる書類
・引き渡し日や工事完了の日付がわかるもの
⑤ 補助対象機器の設置前、設置後の写真
・設置前と設置後の状態の違いが分かる書類をご提出ください。
⑥ 出力対比表
・太陽電池モジュール(パネル)の型式、公称最大出力が分かる書類。
⑦ 太陽光発電システムのパネル枚数と位置図と蓄電システムの位置図
⑧ 該当者のみ必要 建築確認済証あるいは、建築検査済証の写し
・設置したソーラーカーポートが建築基準法に適合しているものか確認します。交付申請時に建築確認申請書を提出した方は、必ずご提出ください。
⑨ その他市長が必要と認める書類
・その他、審査に必要な書類を求めることがあります。その場合は個別にご相談させていただきます。

7.よくある質問

No,	質問	回答
1	郵送で提出したが、届いているか不安です。届いているか問合せできますか。	電話での問い合わせはできません。追跡可能な方法(レターパック、特定記録、書留等)をおすすめします。
2	申請者の要件に「税の滞納をしていないこと」とありますが、非課税の場合は申請できませんか？	申請できます。ただし、令和7年度以前の滞納があった場合、補助金の交付をすることができません。
3	自家消費型太陽光発電システムの市内事業者扱いは契約と施工どちらともしないと市内事業者扱いにならないのか。	契約または施工のどちらでも市内事業者扱いになります。
4	増設をする場合、自家消費率30%は増設分のみで計算するのか、あるいは既設の太陽電池を含めて計算するのかどちらでしょうか。	全体で計算し、本事業で増設した分の30%が消費されているかを確認してください。
5	領収書がない場合はどうすればいいですか？	金融機関発行の証明書の提出をお願いします。 例：ローン契約明細書・ATM 口座振込明細・ATM 現金振込明細・金融機関窓口での振込明細・ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・クレジットカードの利用明細・電子マネー・デビットカード等の支払明細など

実績報告について

自家消費率の確認のために、設置から1年経過したタイミングで、

①年間の発電量

②年間の消費電力量

を報告していただきます。

この報告が出来ない場合、補助金を返還いただくことがありますので、忘れずにデータを残していただきますよう、お願いします。